

|            |  |  |
|------------|--|--|
|            |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・向こうのスタッフ（支援者）も被災者であり、その支援者にもケアする体制作りが必要だと感じた。向こうのスタッフはほとんど自宅に帰れず休みをとっていない人が多い。</li> <li>・大きな余震があったり、現地職員、支援職員ともに支援を中止せざるを得なかった。</li> </ul>   |
| D 県中央児童相談所 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣依頼から、実際の派遣まで時間的な余裕がなかったため、人選とかが大変だった。</li> <li>・派遣依頼が断続的で、どのくらいの期間派遣を続けられるのか、全体が見えなかったため、計画を立てられなかった。</li> <li>・行った現地でどんな業務をしなければならないのかわからないので、派遣される職員は、自分でいいのか、自分にやれるのかと不安そうだった。</li> </ul> |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所職員への助言指導（児童を行動観察し要指導児童を発見）。</li> <li>・保育所職員自身への心のケア。</li> <li>・震災孤児を受け入れている親族里親への家庭訪問</li> <li>・被災地の児童支援者（保育士、児相職員など）が疲弊し始めており、被災支援者へのメンタルケアを組織的に行うべき。児相は地域に密着していないため医師や保健師の方が被災者の受け入れは良いと思われる。</li> <li>・被災児童の把握や「心のケア」が教育分野と福祉分野で2重に行われていた。児童の所属ごとに把握するように事前に分担しておく必要がある。所属のない児童については別途協議しておくべき。</li> <li>・調査事項に関する言葉の定義に混乱があり、実態調査の精度が落ちていた。</li> <li>・実効性と受け入れ児相への負担という両面から、5日間という派遣期間は短期過ぎる。</li> </ul> |
|--|--|---|

#### 4) 中期の段階（復旧・復興に向けた活動段階）の支援上の課題

中期の段階（復旧・復興に向けた活動段階）で支援上の課題について回答があったのは1児童相談所であった。詳細は以下である。

| 児童相談所名 | ①時期・期間<br>(平成23年) |          | ②誰にとって |
|--------|-------------------|----------|--------|
|        | I 県中央児童相談所        | 8月上旬、5日間 |        |

| 児童相談所名 | ③どこで | ④何が |
|--------|------|-----|
|        |      |     |

ここまで「初期の段階（発災直後の緊急段階）」、「中期の段階（復旧・復興に向けた活動段階）」に分けて、それぞれ行った支援内容や課題等について記載してきたが、支援者派遣側児童相談所が考えるガイドラインに盛り込むべき内容を総括する意味で、【支援者派遣側として今後必要だと思う支援体制】および【ガイドラインに最低限盛り込むべき内容】についてまとめる。

#### 5) 支援者派遣側として今後必要と思う支援体制

大きく「平時からの取り組み」、「発災直後のニーズに関して」、「派遣のシステム作り」、「派遣職員の安全等」、「その他」に分

類できると考えられる。詳細は以下である。

#### 【平時からの取り組み】

- ・平時からの情報共有や支援ネットワークづくり。
- ・今後、各自治体で派遣者を事前登録し、研修し震災支援についての事前情報を提供する。
- ・派遣者業務と受け入れ児相業務との役割分担を事前に大枠的に決めて周知しておく必要。
- ・今回の災害経験をもとに発災時に必要な情報・資料を事前に準備しておく必要がある。
- ・被災地の受け入れ状況にもよるが長期的な支援ができるように全国基準を作成し、それに従って各都道府県が事前に体制づくりをしておく。具体的には、「派遣職員の選抜と事前研修」、「派遣職員が携行する資材の事前備蓄」、「都道府県間の（隣接・後方・遠隔）支援協定の締結」、「緊急対応的派遣と中期・長期派遣の体制づくり」。
- ・職員が入れ替わり立ち替わり短期に支援するのがいいのかどうか。人が変わっていくというのが被災者側からみてどうなのか。長期で支援できる支援側の児童相談所の体制が取れば、途中職員が変わっても支援が継続していけるのではないか。
- ・被災側と支援側を取り持つ機関が必要ではないか。
- ・阪神淡路大震災に関連した活動情報の提供。
- ・応援可能日数や人数の把握。
- ・避難者の把握や状態の確認など必要な支援内容は、避難所の運営の善し悪し規定されている。被災前から、「避難所運営の手

引き」のようなもので訓練された者の存在が必要だ。

- ・一週間単位の支援派遣の活動が有効に機能するためには、現地の体制（長期滞在のNPO などを含む）が確立されていることが重要である。ニーズ把握と支援の連続性のためには現地体制や長期滞在支援部隊の存在が不可欠である。

#### 【発災時】

- ・支援者の宿泊場所と交通手段の確保（自衛隊や警察のノウハウに学ぶ）。
- ・現地スタッフに関して：被災し心理的外傷を有し支援活動に従事している職員へのメンタルケアやサポートの技術を事前に習得できる研修体制が必要。
- ・避難所関連：避難所の運営マニュアルを作成し、児童など社会的弱者を確実に補足する体制づくり。
- ・避難所関連：被災者の要望・ニーズの出方には段階があるので、それに見合った支援が必要である。初期段階では、すぐ困るのが在宅障害児への支援である。生命の危機が去り、先の見通しを考えられるようになって、はじめて要保護児童などがニーズとして出てくる。中期後半以降の支援は、拡大する通常業務量への支援が主な事柄になる。このように被災直後、中期以降の各段階に出てくる異なるニーズを確実に把握できる仕組みが必要。
- ・避難所関連：大人の不安（家族の死亡、生活、今後のこと等々）を敏感に感じる子どもが、その影響を受けて不安を増加させるということがあり、子どもだけ取り出して支援するには限界があり、全体への支援が必要と思われた。

・避難所関連：震災直後の避難所では、両親と一緒にいる子どもも遺児・孤児も区別がつかない。D 県内の養護施設等での児童の受け入れ可能人数についての照会もあったが、実際に来た子はいなかった。

【震災直後のニーズに関して】

・今の日本では、このような震災・災害があっても、巷にストリート・チルドレンがあふれるということはないのだろう。将来的には施設入所のニーズも出てくるのだと思うが、早い時期には必要がない。むしろ、避難所とかでの児童の日常生活を支える支援などが必要なのかもしれない。

・震災後、B 県の身障更相の所長の話聞く機会があったが、直後は市町村の機能がつぶれてしまっているのでは手帳の判定などの更相の本来業務は仕事がなかった。そこで、安全靴や杖、補装具、車いすなどを集めて、避難所を回って配って歩いた。

・児相も、震災直後には、遺児・孤児の相談ニーズはなかった。そのような児相の本来業務とは少しずれるかもしれないが、児相でなければ出来ないような支援活動を見つけ出して欲しい。それによって派遣する職員の職種や人選も違ってくるのではないかと。

【派遣のシステム作り】

・同じ地域に同じ人を繰り返し派遣できるシステムづくり（児相内でも引き継ぎできる）。

・10 日派遣してラスト 1 日は次の人とかぶって引き継ぎできるようなタイムスケジュールづくり。

・厚生労働省が間に入らないシステムづく

り（当事者同士でやりとりできるように）。

・支援派遣チームづくり（福祉司・心理・医師・保健師などバランスよく組み合わせ）。

・受け入れ児相のニーズ（質量）と派遣側とのミスマッチが発生しない工夫が必要。

⇒中央調整機能が必要。

・行政区分や公民の区分を超えた電話相談サービスが必要。

・派遣都道府県間をコーディネートする中央機能。

【派遣職員の安全等】

・派遣職員が受けるかもしれない余震被害や被ばく被害、犯罪被害などについてあまりになにも情報がなさ過ぎた。全国的な対応基準を策定すべき。派遣職員の事故や業務上に発生するトラブル等に対する対応（保険、補償など）も含めてほしい。

【その他】

・被災していない外部からの健康なメンタルを持つ支援者の存在は、被災者（児童を含む）への支援だけでなく支援者（保育士や幼稚園教諭等）支援に有効と思われた。

・被災児童の心理的ケアは必要なため、今後も心理士の派遣は継続していくべきである。

上記記載内容と重複する内容も多いが、より具体性を確保するため以下に一覧を付す。

| 児童相談所名        |  | 3. 今度必要な支援体制について                      |
|---------------|--|---------------------------------------|
| H 県 P 市 児童相談所 |  | ・阪神淡路大震災に関連した活動情報の提供<br>・応援可能日数や人数の把握 |

|                         |  |                         |   |
|-------------------------|--|-------------------------|---|
| E 県中央<br>児 童 相<br>談 所   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援者の宿泊場所と交通手段の確保（自衛隊や警察のノウハウに学ぶ）。</li> <li>・ 平時からの情報共有や支援ネットワークづくり。</li> <li>・ 同じ地域に同じ人を繰り返し派遣できるシステムづくり（児相内でも引き継ぎできる）。</li> <li>・ 10日派遣してラスト1日は次の人とかぶって引き継ぎできるようなタイムスケジュールづくり。</li> <li>・ 厚生労働省が間に入らないシステムづくり（当事者同士でやりとりできるように）。</li> <li>・ 支援派遣チームづくり（福祉司・心理・医師・保健師などバランスよく組み合わせ）。</li> </ul>   |                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の運営マニュアルを作成し、児童など社会的弱者を確実に補足する体制づくり。</li> </ul>   |
| J 県 Q 市<br>児 童 相<br>談 所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受け入れ児相のニーズ（質量）と派遣側とのミスマッチが発生しない工夫が必要。⇒中央調整機能が必要。</li> <li>・ 今後、各自治体で派遣者を事前登録し、研修し震災支援についての事前情報を提供する。</li> <li>・ 派遣職員が受けるかもしれない余震被害や被ばく被害、犯罪被害などについてあまりになにも情報がなさ過ぎた。全国的な対応基準を策定すべき。派遣職員の事故や業務上に発生するトラブル等に対する対応（保険、補償など）も含めてほしい。</li> <li>・ 派遣者業務と受け入れ児相業務との役割分担を事前に大枠的に決めて周知しておく必要。</li> <li>・ 今回の災害経験をもとに発災時に必要な情報・資料を事前に準備しておく必要がある。</li> <li>・ 被災し心理的外傷を有し支援活動に従事している職員へのメンタルケアやサポートの技術を事前に習得できる研修体制が必要。</li> <li>・ 行政区分や公民の区分を超えた電話相談サービスが必要。</li> </ul> | F 県中央<br>児 童 相<br>談 所   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難者の把握や状態の確認など必要な支援内容は、避難所の運営の善し悪し規定されている。被災前から、「避難所運営の手引き」のようなもので訓練された者の存在が必要だ。</li> <li>・ 一週間単位の支援派遣の活動が有効に機能するためには、現地の体制（長期滞在のNPOなどを含む）が確立されていることが重要である。ニーズ把握と支援の連続性のためには現地体制や長期滞在支援部隊の存在が不可欠である。</li> <li>・ 被災者の要望・ニーズの出方には段階があるので、それに見合った支援が必要である。初期段階では、すぐ困るのが在宅障害児への支援である。生命の危機が去り、先の見通しを考えられるようになって、はじめて要保護児童などがニーズとして出てくる。中期後半以降の支援は、拡大する通常業務量への支援が主な事柄になる。このように被災直後、中期以降の各段階に出てくる異なるニーズを確実に把握できる仕組みが必要。</li> <li>・ 大人の不安（家族の死亡、生活、今後のこと等々）を敏感に感じる子どもが、その影響を受けて不安を増加させるということがあり、子どもだけ取り出して支援するには限界があり、全体への支援が必要と思われた。</li> <li>・ 被災していない外部からの健康なメンタルを持つ支援者の存在は、被災者（児童を含む）への支援だけでなく支援者（保育士や幼稚園教諭等）支援に有効と思われた。</li> </ul> |
| I 県中央<br>児 童 相<br>談 所   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災地の受け入れ状況にもよるが長期的な支援ができるように全国基準を作成し、それに従って各都道府県が事前に体制づくりをしておく。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣職員の選抜と事前研修</li> <li>・ 派遣職員が携行する資材の事前備蓄</li> <li>・ 都道府県間の（隣接・後方・遠隔）支援協定の締結</li> <li>・ 緊急対応的派遣と中期・長期派遣の体制づくり</li> </ul> </li> <li>● その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣都道府県間をコーディネートする中央機能</li> </ul> </li> </ul>  | G 県 O 市<br>児 童 相<br>談 所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員が入れ替わり立ち替わり短期に支援するのがいいのかどうか。人が変わっていくというのが被災者側からみてどうなのか。長期で支援できる支援側の児童相談所の体制が取れば、途中職員が変わっても支援が継続していけるのではないかと。</li> <li>・ 被災側と支援側を取り持つ機関が必要ではないか。</li> <li>・ 被災児童の心理的ケアは必要のため、今後も心理司の派遣は継続していくべきである。</li> </ul>  |
|                         |  | D 県中央<br>児 童 相<br>談 所   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震災直後の避難所では、両親と一緒に子ども遺児・孤児も区別がつかない。山形県内の養護施設等での児童の受け入れ可能人数についての照会もあったが、実際に来た子はいなかった。</li> </ul>   |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>・今の日本では、このような震災・災害があっても、巷にストリート・チルドレンがあふれるということはないのだろう。将来的には施設入所のニーズも出てくるのだと思うが、早い時期には必要がない。むしろ、避難所とかでの児童の日常生活を支える支援などが必要なかもしれない。</p> <p>・震災後、B 県の身障更相の所長さんのお話を聞く機会があったが、直後は市町村の機能がつぶれてしまっているので手帳の判定などの更相の本来業務は仕事がなかった。そこで、安全靴や杖、補装具、車いすなどを集めて、避難所を回って配って歩いた。</p> <p>・児相も、震災直後には、遺児・孤児の相談ニーズはなかった。そのような児相の本来業務とは少しずれるかもしれないが、児相でなければ出来ないような支援活動を見つけ出して欲しい。それによって派遣する職員の職種や人選も違ってくるのではないかな？</p> <p>・22 年度の虐待通告は過去最高で推移していて、3 月 11 日までは電話が鳴りっぱなしだったが、翌日から 1 か月くらいはピタッと静かになった。一般の相談も減った。D 県内は被害がなかったが、B 県や C 県と同じように「非常時」だったのだと思う。3 月 11 日の翌日から電話が減ったことを関西や中四国の所長さんに聞いたら、そういうことはなかったそうだ。</p> |
|--|--|

## 5) ガイドラインに最低限盛り込むべき内容

ガイドラインに最低限盛り込むべき内容については、「平時からの取り組み」、「支援に向けた具体的な準備・ノウハウ」、「災害時に児童相談所のなすべき業務」の 3 つに分類することができる。詳細は以下である。

### 【平時からの取り組み】

「平時からの取り組み」には、さらに「役割分担に関して」、「システム・マニュアル作り」の 2 つに分類できると考えられる。

#### <役割分担に関して>

- ・支援側とそれを受ける側の調整を責任をもって行う機関。
- ・支援自治体の選定。
- ・地域が限定された災害の場合は近隣府県。
- ・広域の災害の場合は複数の自治体が特定の自治体を支援する等。
- ・児相同士で協定を結び、平時から情報共有できるシステムをつくっておく（児相機能が壊滅したとき、相互補完できるように）。
- ・民間による支援活動との連携の在り方。
- ・被災地の県・市町村の行政責任と派遣者の行政責任の区分。
- ・縦割りの克服と重複する活動の整理。
- ・被災近隣県と遠隔地県との役割の違いがあるのではないかな。例えば、被災直後は近隣県の組織化が有効と思われる。その際、全児相のブロックを基礎とした支援の組み立てが有効ではないかな。

#### <システム・マニュアル作り>

- ・平時からの情報共有や支援ネットワークづくり。
- ・向こうのスタッフも被災者であり、支援側職員に指示していくのもかなり負担を感じていると思われるので、支援側職員が主体的に活動できるマニュアルが必要ではないかな。
- ・同じ地域に同じ人を繰り返し派遣できるシステムづくり（児相内でも引き継ぎできる）。
- ・厚生労働省が間に入らないシステムづくり（当事者同士でやりとりできるように）。
- ・支援派遣チームづくり（福祉司・心理・医師・保健師などバランスよく組み合わせ）
- ・地域になじみながら支援できるような体制づくりが必要（地域の人との信頼関係づ

くり) そのためにも、同じ自治体に同じ自治体から派遣し続けるシステムは必須。

- ・支援部隊を組織し派遣する、支援部隊の任務を的確に把握するなど、全体をコントロールする司令塔が必要である。それが厚生労働省で良いかどうかの検討も必要。

- ・被災地支援を行う時の、支援側児相の体制づくりのマニュアルが必要ではないか

#### 【支援に向けた具体的な準備・ノウハウ】

- ・支援者の宿泊場所と交通手段の確保（自衛隊や警察のノウハウに学ぶ）。

- ・千差万別の避難所への巡回訪問の際に必要な具体的なノウハウ。

- ・被災地の支援職員へのサポートの在り方。

- ・支援側と被災側の「心構え」。

- ・被災した支援者への支援の在り方（長期的観点が必要）。

- ・10日派遣してラスト1日は次の人とかぶって引き継ぎできるようなタイムスケジュールづくり。

- ・3-4日滞在では短い。しかし2週間の不在は児相としてきついため、10日ずつのローテーションで最終日は引き継ぎがちょうどいいのではないか。

- ・各避難所に配布する要保護児童や心理的ケアのポスターやチラシは、一定のマニュアルがあれば良い。

- ・例えば現地で避難所のマップ作りをしたが、これは派遣前にインターネットを使ってこちら側でできることではないか。

- ・厚生労働省からの文書依頼で派遣をおこなったが、具体的な現地の情報把握ができればと思った。

- ・同じ自治体からの支援もいろいろな部署から派遣をしているので同じ自治体で把握

しておくべき情報は共有しておく必要がある。

#### 【発災時の児童相談所のなすべき業務】

- ・遺児や孤児の施設入所や親族里親についての相談は児相の本来業務ではあるが、発災直後の緊急段階では必要がなく、市町村の機能が回復し、各家族の状況の把握がある程度進んでからが出番のように思われる。

- ・発災直後に避難所等で生活している子どもたちについて、児相の機能としてどんなものを提供したらいいのか、ということの見極めが必要だと思う。

- ・D中央児相が発災直後にやったことは、一時保護中の児童の安否確認と子どもの声を保護者に聞かせること。虐待ケースで保護者が一時保護に同意していないケースもあったが、それはやった。その後、施設入所中の児童や里親委託ケース指導中のケースの安否確認をした。発災後の児童と保護者の安否確認は、児相の大事な業務だと思う。

上記記載内容と重複する内容も多いが、より具体性を確保するため以下に一覧を付す。

| 児童相談所名    | 4. ガイドラインに最低限盛り込むべき内容について  |
|-----------|--|
| H県P市児童相談所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援側とそれを受ける側の調整を責任をもって行う機関</li> <li>● 支援自治体の選定               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が限定された災害の場合は近隣府県</li> <li>・広域の災害の場合は複数の自治体が特定の自治体を支援する 等</li> </ul> </li> </ul> |
| E県中央児童相談所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者の宿泊場所と交通手段の確保（自衛隊や警察のノウハウに学ぶ）。</li> <li>・平時からの情報共有や支援ネットワークづくり。</li> <li>・同じ地域に同じ人を繰り返し派遣できるシステムづくり（児相内でも引き継ぎできる）。</li> </ul>   |

|                         |   |
|-------------------------|---|
|                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・10日派遣してラスト1日は次の人とかぶって引き継ぎできるようなタイムスケジュールづくり。</li> <li>・厚生労働省が間に入らないシステムづくり（当事者同士でやりとりできるように）。</li> <li>・支援派遣チームづくり（福祉司・心理・医師・保健師などバランスよく組む）。</li> </ul>   |
| J 県 Q 市<br>児 童 相<br>談 所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・千差万別の避難所への巡回訪問の際に必要な具体的なノウハウ。</li> <li>・被災地の支援職員へのサポートの在り方</li> <li>・民間による支援活動との連携の在り方</li> <li>・被災地の県・市町村の行政責任と派遣者の行政責任の区分。</li> </ul>   |
| I 県中央<br>児 童 相<br>談 所   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・縦割りの克服と重複する活動の整理。</li> <li>・支援側と被災側の「心構え」。</li> <li>・被災した支援者への支援の在り方（長期的観点が必要）。</li> </ul>  |
| F 県中央<br>児 童 相<br>談 所   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援部隊を組織し派遣する、支援部隊の任務を的確に把握するなど、全体をコントロールする司令塔が必要である。それが厚生労働省で良いかどうかの検討も必要。</li> <li>・被災近隣県と遠隔地県との役割の違いがあるのではないかと。例えば、被災直後は近隣県の組織化が有効と思われる。その際、全児相のブロックを基礎とした支援の組み立てが有効ではないかと。</li> </ul>  |
| G 県 O 市<br>児 童 相<br>談 所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・向こうのスタッフも被災者であり、支援側職員に指示していくのもかなり負担を感じていると思われるので、支援側職員が主体的に活動できるマニュアルが必要ではないかと。例えば、現地で避難所のマップ作りをしたが、これは派遣前にインターネットを使ってこちら側でできることではないかと。</li> <li>・事前情報の把握：厚労省からの文書依頼で派遣をおこなったが、具体的な現地の情報把握ができればと思った。同じ自治体からの支援もいろいろな部署から派遣をしているので同じ自治体で把握しておくべき情報は共有しておく必要がある。</li> <li>・各避難所に配布する要保護児童や心理的ケアのポスターやチラシは、一定のマニュアルがあれば良い。</li> <li>・被災地支援を行う時の、支援側児相の体制づくりのマニュアルが必要ではないかと。</li> </ul> |

|                       |   |
|-----------------------|---|
|                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>み合わせ）。</li> <li>・地域になじみながら支援できるような体制づくりが必要（地域の人との信頼関係づくり）。</li> <li>そのためにも、同じ自治体に同じ自治体から派遣し続けるシステムは必須。</li> <li>・3-4日滞在では短い。しかし2週間の不在は児相としてきついで、10日ずつのローテーションで最終日は引き継ぎがちょうどいいのではないかと。</li> <li>・児相同志で協定を結び、平時から情報共有できるシステムをつくっておく（児相機能が壊滅したとき、相互補完できるように）。</li> </ul>  |
| D 県中央<br>児 童 相<br>談 所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺児や孤児の施設入所や親族里親についての相談は児相の本来業務ではあるが、発災直後の緊急段階では必要がなく、市町村の機能が回復し、各家族の状況の把握がある程度すすんでからが出番のように思われる。</li> <li>・発災直後に避難所等で生活している子どもたちについて、児相の機能としてどんなものを提供したらいいのか、ということの見極めが必要だと思う。</li> <li>・D 県中央児相が発災直後にやったことは、一時保護中の児童の安否確認と子どもの声を保護者に聞かせること。虐待ケースで保護者が一時保護に同意していないケースもあったが、それはやった。その後、施設入所中の児童や里親委託ケース指導中のケースの安否確認をした。発災後の児童と保護者の安否確認は、児相の大事な業務だと思う。</li> </ul> |

## D. 考察

C 結果からわかるようにヒアリングを実施したことで、平時からの取り組みの必要性が改めて明らかとなったと同時に、「初期の段階（発災直後の緊急段階）」、「中期の段階（復旧・復興に向けた活動段階）」のそれぞれで有効だった支援や課題等も明らかとなった。さらに、長期的視点での支援についても具体的な事項が抽出された。

## F. 結論

後述の東日本大震災の経験を踏まえたガ

イドライン案の提示に有用な内容を抽出することができたと考える。したがって、結論の詳細は、後述の東日本大震災の経験を踏まえたガイドライン案に譲ることとする。

**F. 研究発表**

特に予定なし。

**G. 知的財産権の出願・登録状況**

特になし。

災害時における児童相談所職員の派遣システムおよび  
児童相談所の活動ガイドライン(案)の作成に関する研究

研究分担者 伊藤嘉余子（埼玉大学教育学部准教授）

**研究要旨**

本分担研究では、今後、日本で大規模な災害が発生し、被災地の児童相談所の機能が損なわれた場合に、どのように児童相談所福祉活動を展開すべきかについて考究し、被災時の児童相談所活動に関する一定の指針やガイドラインを提示することを目的とした。

東日本大震災の発災直後から現在に至るまで、どのように支援の派遣や受入、現地での支援活動が展開されたかについて調査し、その結果を踏まえ、有識者会議での議論を重ねた上で、有識者会議のメンバーの執筆協力を得て「災害時における児童相談所職員の派遣および児童相談所活動ガイドライン（案）」を作成した。

**A. 研究目的**

2010年3月11日の東日本大震災は、1000年に一度起きるか起きないかという大規模な震災であったとマスコミで報道され、想定範囲をはるかに超えた震災であったといわれている。今回の震災では被災地の児童相談所の機能は壊滅状態であり、被災後に各地の児童相談所から応援スタッフが多数派遣されたにも関わらず、震災孤児や遺児の発見や人数把握、一時保護といった児童相談所の機能を発揮できるまでには非常に長期間を要したと指摘されている。その背景として、支援の派遣を受け入れるに十分な体制が被災地でとれていなかったこと、被災状況が予想を超えて甚大すぎて、被災地側自身が、どのような支援を必要としているのか、何を何から実施していくべきなのか十分に検討することができていなかったこと等が挙げられている。

今回の東日本大震災での経験を踏まえ、今後、災害によって児童相談所が機能しなくなった場合の、支援の派遣や受入、活動展開のあり方について一定の整理をしていく必要があると考えられる。

そこで本研究では、今後、日本で大規模な災害が発生し、被災地の児童相談所の機能が損なわれた場合に、どのように児童相談所福祉活動を展開すべきかについて考究し、被災時の児童相談所活動に関する一定の指針やガイドラインを提示することを目的とした。

**B. 研究方法**

本研究では以下の手順により、「災害時における児童相談所職員の派遣および児童相談所活動ガイドライン（案）～東日本大震災の経験を踏まえて～」(以下、ガイドライン（案）)を作成した。

(1) 分担研究 1: アンケート調査 (前橋班)  
の結果のレビュー

(2) 分担研究 2: ヒアリング調査 (小野班)  
の結果のレビュー

(3) 有識者委員会の立ち上げ

先述した 2 つの分担研究結果を踏まえた検討を行うための有識者委員会を立ち上げた。有識者委員会では、ガイドラインに盛り込むべき内容、特に強調すべき内容、ガイドラインの大枠に関する検討と確認を行った。

(4) ガイドライン (案) の全体構成の検討  
有識者委員会での議論を踏まえ、ガイドライン (案) の全体構成について検討した。

(5) ガイドライン (案) の執筆・完成

### C. 研究結果

本研究の成果物である「ガイドライン (案)」の全貌については、次頁以降の現物をご参照いただきたい。

### D. 考察

ガイドライン (案) をまとめていく過程において、今回の東日本大震災の特性や被災後の児童相談所活動の反省点として以下の点が挙げられた。

(1) 被災地児相と応援派遣児相との意思疎通が必ずしも円滑にできない場面が多かった。厚生労働省が行う支援派遣と受入の調整活動にさらなる工夫と配慮が必要と考えられた。

(2) 被災地の地域性によるところが大きいと思われるが、派遣されたスタッフへの遠慮が大きかった。被災地での人間関係を早

期につくり、信頼関係・援助関係を構築することの重要性が実感された。

(3) 上記と関連して、知らない人や初対面の人に率直に支援を頼みにくいという住民性も影響して支援が進まないという場面も多かった。同じ児相から同じスタッフが継続的に派遣されるシステムをつくることで円滑な支援が可能になる。

(4) 障害児への支援や心のケアなどが不十分であった。障害児への支援が十分とれる体制づくりは課題である。

(5) 誰にどのような支援をして欲しい、という被災地側からの発信が少なかった。命令指揮系統もはっきりしない面もあったという反省もあった。

(6) 災害時や被災後、震災孤児や遺児および孤児や遺児の養育を引き受けた里親等に対してマスコミの取材が集中するという事態が少なからず発生した。マスコミ対応で里親や子どもたちが疲弊するケースも多かったことから、マスコミ対応についてもガイドラインに盛り込む必要がある。

(7) 避難所訪問や巡回保育などを通して要保護児童を発見していく「アウトリーチ型支援活動」に関するスキルアップ研修の必要性を感じる場面が多かった。

### E. 結論

災害時、児童相談所機能を発揮した児童福祉活動を展開するために必要かつ重要な課題として、フェーズごとに以下の点が特に強調された。

(1) 平時 (通常時) の備えの重要性

① 記録や重要書類の管理方法の工夫

(2) 階以上の部屋に保管、電子データとし

ての記録保管、他児相や自治体との情報共有管理など)

②児相間における災害時の救援協定の締結の必要性

(2) 被災直後～2ヶ月

①速やかな情報収集と状況把握

②災害対策本部や臨時相談窓口等の開設

③支援受入に向けて指揮系統の統一

④応援スタッフへの役割分担、活動計画の速やかな策定

⑤応援スタッフの交通手段と宿泊地の確保

⑥要保護児童の発見と保護

⑦子どもの心のケアスタッフの確保

(3) 被災後2ヶ月～1年

①支援者（保育士、心理ケア担当者、教員など）のメンタルケア

②支援者のスキルアップ研修の実施

③児相の避難所業務の終息準備

④一時保護機能の再建

⑤再開した学校や保育園等との連携

(4) 被災後1年以上

①児相の通常業務再開の準備

②市町村への後方支援

③受援計画の見直し（緊急対応から長期的支援へ転換）

④学校訪問などアウトリーチ型支援のさらなる展開

⑤新たな要養護問題への対応（失業や住居損壊、家族の死亡等による親の生活・情緒の不安定に起因する問題発生など）

## F. 研究発表

特に予定なし

## G. 知的財産権の出願・登録状況

特になし

平成 23 年度 厚生労働科学研究（特別研究）

**災害時における児童相談所職員の派遣システム  
および児童相談所の活動ガイドライン（案）**

平成 24 年 3 月

「災害時における児童福祉職員の派遣システム及び児童相談所活動に関する研究」

（主任研究者 才村純）

## はじめに

2011年3月11日14時46分頃、東北地方を中心にマグニチュード9.0の巨大地震が発生したが、その後の大津波は甚大な被害をもたらし、死者15,859人、行方不明者3,021人（2012年5月23日警察庁緊急災害警備本部広報資料）という未曾有の大災害となった。また、福島第一原子力発電所では津波により全電源喪失に陥り、大量の放射能漏れを起こす大事故が発生し、惨しい人たちが避難生活を余儀なくされたが、未だに多くの人たちが見知らぬ土地での避難生活を続けている。

この「東日本大震災」によって親を亡くした孤児は240人、遺児は1,327人（2011年10月31日現在、厚生労働省公表資料）にのぼったが、震災直後は、これら保護を要する子どもたちの実態把握や保護等の対応をはじめ、指導や措置に係属中の子どもやその家族の安否確認、震災によって傷ついた子どもたちの心のケアなど、膨大な業務が発生する。加えて、被災地の児童相談所の中には人的・物的被害を受けたことにより機能喪失・機能不全に陥ったところもあって、児童相談所における福祉活動は危機的状況に瀕した。このため、全国の児童相談所から多くの専門職員が派遣され支援活動に当たったが、指揮命令系統の混乱などにより、円滑かつ効果的な支援が十分行えたとはいえず、多くの課題を残すこととなった。

このような事態を受け止め、国におかれては一刻も早く震災時等における対応のガイドラインを策定し、全国の児童相談所等に周知されることを切に望むが、本研究では「災害時における児童相談所職員の派遣システムおよび児童相談所の活動ガイドライン（案）」として、国のガイドライン策定に向けたたたき台を提供するものである。

本ガイドライン（案）では、今回の貴重な経験を踏まえて、支援が必要な子どもの効果的な把握方法、把握後の適時な支援の方法、派遣職員との協働の仕方などについて提言を行い、今後の迅速かつ適切な震災対応に資することとした。

作成に際しては、被災地の児童相談所、支援側の児童相談所、避難してきた人たちを受け入れている児童相談所を対象にアンケート調査とヒアリング調査を実施し、支援の実態等を把握するとともに、問題点や課題を整理し、有識者で方策を検討した（注）。

震災後1年余りが経過したが、未だ多くの子どもたちや家族が生活や精神面において多くの課題を抱えている。このガイドライン（案）が、今後国において策定されるガイドラインのベースとして機能することにより、新たに発生した震災対応に資することはむろんのこと、東日本大震災の被災者支援に携わっている関係者の方々にも積極的に活用されることを望むものである。

このガイドライン（案）は、多忙を極める中、今回の調査にご協力いただいた全国の児童相談所の方々、ならびにガイドラインの作成に先立って実施された調査研究およびガイドラインの作成について貴重なご助言、ご意見を頂戴した研究協力者の方々の賜物である。ここに深く感謝申し上げる次第である。

平成24年3月31日

才村 純（関西学院大学人間福祉学部教授）

注

---

注 「災害時における児童福祉職員の派遣システム及び児童福祉活動に関する研究」『平成23年度厚生労働科学研究費補助金（特別研究事業）』（主任研究者：才村純）、2012.3.

\*\*\*\*\*ガイドライン(案) 目次\*\*\*\*\*

|           |                              |     |
|-----------|------------------------------|-----|
| <b>I</b>  | <b>ガイドライン作成にあたっての基本的な考え方</b> | 196 |
| 1.        | 作成の趣旨                        |     |
| 2.        | 児童相談所活動の基本とする方向性             |     |
| <b>II</b> | <b>被災地における児童相談所活動の概要</b>     | 197 |
| 1.        | 活動拠点となる施設・設備の安全確保と執務体制の起動    | 197 |
| (1)       | 職員体制の整備                      |     |
| (2)       | 必要物品の準備                      |     |
| 2.        | 情報の把握                        | 198 |
| (1)       | 災害状況の把握                      |     |
| (2)       | 避難所の状況把握                     |     |
| 3.        | 他児相への支援要請の検討と受入体制の整備         | 199 |
| (1)       | 派遣職員に依頼する業務及び記録用紙等の準備        |     |
| (2)       | 派遣職員が被災地の状況を把握するための資料作成      |     |
| (3)       | 派遣職員同士で引継ぎできるような資料等の手配       |     |
| 4.        | スタッフミーティングの実施                | 200 |
| (1)       | 災害及び被災者支援活動に関する情報の集約・共有化     |     |
| (2)       | スタッフのコーディネート、健康チェック          |     |
| 5.        | 災害時における児童相談所活動の内容            | 201 |
| (1)       | 災害時における児童福祉司の活動              |     |
| (2)       | 災害時における児童福祉司以外の活動            |     |

\*\*\*\*\*ガイドライン(案) 目次\*\*\*\*\*

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| <b>Ⅲ 災害時の児童相談所活動体制</b> .....         | 203 |
| 1. 被災地都道府県の児童相談所活動体制 .....           | 203 |
| 2. 被災地児相の児童福祉司の活動 .....              | 204 |
| (1) 被災状況等の情報収集、分析、関係部署への情報提供         |     |
| (2) 児相としての活動方針の決定と必要な援助要請            |     |
| (3) 被災地市町村との連携                       |     |
| (4) 災害時児童相談所活動の評価                    |     |
| 3. 被災地児相の児童福祉司以外の活動 .....            | 205 |
| 4. 被災地児相職員の活動の総括 .....               | 205 |
| 5. 他都道府県から派遣された児相職員等による活動体制 .....    | 206 |
| (1) 被災当日～1週間前後(押しかけ応援期)              |     |
| (2) 被災1週間～1ヶ月前後(計画応援準備期、緊急派遣チーム)     |     |
| (3) 被災1ヶ月～6ヶ月(動員計画期)                 |     |
| (4) 被災6ヶ月～1年(長期支援期)                  |     |
| <b>Ⅳ 災害発生時から復興期までの児童相談所活動</b> .....  | 212 |
| 1. 各期における児童相談所活動全体図 .....            | 212 |
| 2. 各フェーズにおける児童相談所活動 .....            | 213 |
| フェーズ0: 初動体制の確立(概ね発災24時間以内)           |     |
| フェーズ1: 緊急対策: 生命・安全の確保(概ね発災後72時間以内)   |     |
| フェーズ2: 応急対策: 生活の安定(4日目から概ね2週間まで)     |     |
| フェーズ3: 応急対策: 生活の安定(3週目から概ね2ヶ月まで)     |     |
| フェーズ4: 復旧・復興対策: 人生の再建・地域の再建(概ね2ヶ月以降) |     |
| フェーズ5: 復興対策: コミュニティの再構築(概ね半年以上)      |     |
| フェーズ6: 復興対策: 中・長期的支援(概ね1年以上)         |     |

\*\*\*\*\*ガイドライン(案) 目次\*\*\*\*\*

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| <b>V 情報の管理</b> .....                | 225 |
| 1. 情報収集 .....                       | 225 |
| (1) 平常時における情報整備                     |     |
| (2) 被災時の情報収集                        |     |
| 2. 情報の提供 .....                      | 228 |
| (1) 住民への情報提供                        |     |
| (2) 厚生労働省への情報提供                     |     |
| (3) 応援・派遣児相への情報提供                   |     |
| 3. 情報把握(収集と発信)の手段としての ICT の活用 ..... | 230 |
| <b>VI 支援者へのサポート体制</b> .....         | 232 |
| 1. 移動手段と宿泊場所の確保 .....               | 232 |
| 2. 支援者の健康管理 .....                   | 232 |
| 3. 支援者へのメンタルヘルス .....               | 233 |

\*\*\*\*\*ガイドライン(案) 目次\*\*\*\*\*

|  |     |
|--|-----|
| <b>Ⅷ 平常時の児相としての備え</b> .....              | 234 |
| 1. 児相職員の災害対応の訓練 .....                    | 234 |
| 2. 一時保護所(児童福祉施設も含む)における非常食備蓄と更新 .....    | 235 |
| 3. 震災に備えたパンフレットなど PR 活動 .....            | 236 |
| 4. 通信断絶を前提とした対応マニュアル作成 .....             | 237 |
| 5. 「緊急派遣児童福祉チーム(仮称)」を全国で1~2チーム常備 .....   | 237 |
| 6. CRT(クライス・レスポンス・チーム)の準備・拡大 .....       | 238 |
| 7. 孤児調査マニュアル作成(避難所における要養護児童調査のために) ..... | 239 |
| <b>Ⅸ 災害時を想定した研修等</b> .....               | 242 |
| 1. 避難所訪問などアウトリーチ型支援の方法に関する研修 .....       | 242 |
| 2. 被災後の児童相談の特徴理解 .....                   | 242 |
| 3. 災害時のマスコミ取材への対応 .....                  | 242 |
| <b>有識者委員会メンバー 一覧</b> .....               | 243 |

## I ガイドライン作成にあたって基本的な考え方

### 1. 作成の趣旨

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、近年の災害において類を見ない数の震災孤児・遺児を生むこととなった。災害時に親を亡くした子どもに対する早期からの支援は無論のこと、孤児・遺児を養育する保護者・親族、被災地でこれらの子ども・保護者を支援する児童福祉関係者への支援も重要である。

災害における児童福祉活動は、発災直後においては、親を亡くした子どもの保護や、災害前より支援してきた子ども・家庭の把握が中心であり、復興期においては、被災した子どもの中長期的な心のケア、孤児・遺児を養育する家庭への支援が求められる。しかし、発災後は混乱した状況であり、孤児・遺児の把握が難しく、またこれらの子どもを保護している者が児童福祉サービスの情報を得ることも難しい。そのため、災害時に支援が必要な子どもや家庭へ適時に児童福祉サービスを提供することが課題の一つとなる。

東日本大震災では、初めて全国規模で児童福祉司・児童心理司が被災地に派遣され、震災孤児・遺児の把握や被災した子どものケア、相談支援等の活動を行ったが、災害発生時における児童相談所の活動のあり方について示されたものは少なく、支援活動において混乱を生じたことは事実である。このため、今回の支援活動を基に、震災による孤児・遺児など支援が必要な子ども・家庭を把握する等、発災直後からの児童相談所の機能を発揮した支援活動内容や被災地への児童相談所職員の派遣と被災地での受け入れ調整の体制など災害時の児童福祉活動システムを構築することが喫緊の課題である。

このガイドラインを作成するに当たっては、東日本大震災で被災した児童相談所に児童福祉司・児童心理司を派遣した児童相談所、派遣を受け入れた児童相談所、および避難した人たちを受け入れた児童相談所に対し、アンケート調査やヒアリング調査を行い、その実態や課題を明らかにするとともに、支援が必要な子どもの効果的な把握方法、把握後の適時な支援の方法、派遣職員との協働の仕方などについて有識者会議等において検討を行い、その結果を踏まえ、災害時の児童相談所活動の指針を提示することとした。

### 2. 児童相談所活動の基本とする方向性

・発災直後は、来庁者や職員の安否確認と避難誘導、建物・設備の点検が最優先課題となるが、同時に、一時保護や施設入所措置、里親委託を行っている子どもたちやその家族の安否確認、在宅指導中の子どもたちやその家族の安否確認が必要となる。

・次いで、避難所や保育所、学校等における震災孤児、遺児等、要保護児童の把握が重要な課題となる。

・これらの作業と同時に、できるだけ早い段階で、避難所や保育所、学校等を巡回し、生活面や心理面で課題をもつ子どもたちやその家族の相談に対応していく必要があるが、被災家庭は同時に種々の困難な課題を抱えていることが多く、生活全体を視野に入れた総合的・複合的な支援が行えるよう、市町村や関係団体等を含めた支援ネットワークを構築し、相互の緊密な連携を図ることが重要である。

・いずれにしろ、被災した自治体では、職員の被災や建物・設備の損傷、通信手段の遮断等により、機能不全に陥っている事態に加え、支援児童や家族の安否確認、震災孤児・遺児の把握、被災家族からの相談や被災児童への心のケアなど、膨大な業務が新たに発生するため、他自治体に対し児相職員による支援を要請することになる。これらの支援が円滑に行われるためには、あらかじめ自治体間で支援に関する協定を締結しておくとともに、発災後は必要に応じ、児童相談所主管課を通じて厚生労働省に自治体間の支援調整を依頼する必要がある。

## II 被災地における児童相談所活動の概要

### 1. 活動拠点となる施設・設備の安全確保と執務体制の起動

一口に被災地における福祉活動といっても、実際には、災害の種類、災害の規模、災害発生の季節、日時、時間帯などによって、その体制、活動拠点のあり方には違いが出てくると思われる。したがって、活動拠点の確保、執務体制などにおいては、状況に即した柔軟な対応が可能となるような備えが必要である。とはいえ、最も重要なことは、いかに緊急時であっても可及的速やかに活動拠点を確保し、執務体制を整えること、すなわち、不完全さは免れないとしても組織としての対応が可能となるよう準備を整え、臨機応変に体制を起動させることである。

なお、復旧が進むにつれて活動条件も変化すると考えられること、また福祉活動において求められる内容も変化していくと思われることなどから、随時、その体制の見直しをはかり、適宜、適切な福祉活動が行えるよう努める必要がある。

#### (1) 職員体制の整備

災害発生時点での執務状況によっては、指示前に個々の職員が自らの判断で自らの安全を確保することも必要となる。そのような対応も含めて、まずは職員の安全確保をはからねばならない。それを前提として、災害発生直後から各職員の状況確認、安全確認を行い、施設・設備の安全確保と執務体制の起動を行う。基本的には総責任者である児相長が指揮・監督し、職員体制を確立することとなるが、発生時の状況によっては所長が対応できない場合も想定されることから、次善の策も含めて臨機応変に判断する仕組み作りを心がけておく必要がある。

なお、災害は執務時間内に発生するとは限らない。災害発生が執務時間外であれば、個々の職員は現在地で安全を確保した上で緊急連絡網などを活用して連絡を取り合い、出勤可能な職員が事務所に赴いて執務体制を確立し、施設・設備の安全確保と執務体制の起動を行う。

災害時の福祉活動は、予測できない事態の中でそれまで行ったことのないような内容を求められ、かつ通常の業務量を遙かに上回ることが予測される。また、従事する職員自身が被災している可能性もあり、職員は過酷な状況の中で業務の遂行を余儀なくされることが考えられる。したがって、職員体制を構築する場合、個々の職員においては適切な休暇が保障される勤務表を作成するなどの配慮をし、不足する人員については他都道府県から応援を求めるなどの工夫が必要である。

#### (2) 必要物品の準備

必要となるものを準備するといっても、被災後には種々の困難がともなうことが予想される。したがって、緊急時に必要とされるもの、役立つと思われるものを、いかに通常から用意しておくかが重要であろう。以下では3点について述べる。

##### ① 情報ツール

災害発生初期にもっとも必要となるもののひとつは「情報」である。被災状況や職員の安全確認をはじめとして、福祉活動を行うに際してはさまざまな情報が不可欠となるが、被災後は通常の電話回線が使用できない、停電のためにテレビ等も使えない等、被災の中心になるほど情報から疎外されることになりかねない。したがって、日頃から災害に備えた情報確保の手段を検討し、準備しておくことが必要である。具体的には、ワンセグ対応携帯電話や複数の通信手段（防災無線、衛星携帯電話、災害時優先電話など）を整備しておくこと、また、災害用伝言ダイヤル171やSNS（twitterやFacebook等）を活用してのコミュニケーションの確保などについて事前に取り決めておくことも有効である。

## ②相談関係の記録

被災地における児相の活動にとってもっとも重要な資料といえ、児相がそれまでに対応している子どもや家族のデータであろう。ただし、施設・設備などが直接被災すると、そうしたデータがただちに利用できるとは限らない。そのため、事前にIT化を進めるなどして、被災地児相だけでなく、当該自治体内の全児相や本庁主管課でも基本情報が取り出せるようなシステムを構築することが必要である。なお、それまでの間は、「非常時持ち出し用資料」などを用意し、紙ベースの名簿を常時更新するなどの取り組みを続けることが求められるといえよう。

## ③施設・設備の備品など

活動拠点が確保できたとしても、被災状況に即応できる種々の備品、物品等が必要となる。したがって、懐中電灯、携帯ラジオ、寝袋などの災害対策用の備品や緊急用の医薬品、飲用水や食料、その他の生活用品、文具などを備蓄しておく必要がある。これらは1か所に集中させるのではなく、分散して保管することが肝要である。また、安否確認のための車両、ガソリン、地図なども確保する必要がある。

## 2. 情報の把握

### (1)災害状況の把握

児相が把握すべき被害の状況は、職員の安否確認と施設・設備などの被害状況の確認を前提として、まずは児相が直接子どもの安全に責任を負っている一時保護所入所児童についてである。一時保護施設自体の被害状況を把握し、入所児童の安否を確かめ、安全の確保のために必要な対応を行うことが求められる（なお、安否の状況や児相の対応について、できる限り速やかに保護者へ連絡することが必要であり、可能な場合には児童と保護者が直接電話で話すことで両者を安心させるなどの配慮も考える）。また、災害が執務時間内に発生した場合には、その時点で相談のために来所している子どもや家族、あるいは関係機関職員など、来談者の安否確認と安全な避難場所への誘導を行わなければならない。これらは初動の活動における優先事項である。

ついで、災害の全体状況を種々の方法を用いて把握しつつ、児童福祉施設や里親等に措置した児童の被災状況を把握し、安否確認を行う必要がある。可能な限り児童福祉施設等を直接訪問することが望ましいが、状況によっては電話その他の手段で児童福祉施設等から情報を得るといったことも考えられる。ただし、各児童福祉施設への措置は通常複数の児相から行われていることから、自治体内の各児相が協力、連携して行うことが望ましい。

また、施設等とも協力しながら措置児童の保護者等に対しても連絡を取り、児童の状況を伝えるとともに、保護者や家族の安否確認を行い、その状況を児童に伝えることも必要であろう。なお、児童福祉施設そのものが大きな被害を受けている場合は、措置児童の緊急避難場所の確保などについて検討しなければならない。

次に、在宅指導を行っている児童やその保護者について被災状況の把握や安否確認を行う必要がある。在宅児童は、現に保護者が監護していることから、その安全の確保などは第一義的には保護者が行うこととなるが、場合によっては被災したために一時保護などの援助が必要となっていたり、日頃の援助関係をふまえて、緊急時の児童への対応についての相談ニーズが生じていたりする可能性もあるため、順次確認して行く必要がある。中でも、乳幼児や障害児を抱えていたり、ひとり親家庭などで養育基盤が脆弱であったりすると考えられる家族については、優先して安否確認などを行う必要がある。

### (2)避難所の状況把握

避難所において児相が行う活動は、大きく分けて2つある。1つは、災害によって新たに家族を失うなどした要保護児童の発見、把握であり、他は、避難所で生活する児童の中で支援の必要性の